

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例

平成4年4月1日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の育児休業等に関しては、福井市職員の育児休業等に関する条例（平成4年福井市条例第1号）（当該条例の規定に基づき定められた規則及び細則を含む。）を準用する。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。